

(公印省略)

建企第66-4号  
令和3年6月7日

建築課長  
各土木事務所長  
上信自動車道建設事務所長

様

建設企画課長 後藤 剛

**公共開発関連計画に関する埋蔵文化財の判定結果について(通知)**

このことについて、別添のとおり地域創生部文化財保護課長より通知がありましたので送付します。

なお、今後の調整等につきましては「県土整備部所管事業にかかる埋蔵文化財の「発掘調査・整理」委託業務取扱要領」により、適切に対応をよろしくお願いいたします。

事務担当

技術調査係

027-226-3531

県土整備部  
建設企画課長 後藤 剛 様

地域創生部  
文化財保護課長 植松 啓祐

公共開発関連計画に関する埋蔵文化財の判定結果について（通知）

埋蔵文化財の保護行政につきましては、日ごろからご協力いただき感謝申し上げます。

令和3年4月23日付け建企第66-1号で送付いただきました「令和3年度以降の公共開発関連計画一覧表」の取扱いにつきまして、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

今後新たな開発事業が計画された場合は、埋蔵文化財の取り扱いについて、改めて貴職と協議させていただきますのでよろしくお願い致します。

なお、事業の計画上緊急を要する事態が生じたときは、至急文化財保護課まで連絡をお願いします。

記

- 1 判定結果 別紙のとおり  
2 その他 判定の基準

	判 定	判 定 内 容
A	遺跡地でないため、開発事業を行うことについては問題なし。	遺跡地でないことが判明したため開発事業を実施可能。
B	遺跡地であることが確実なため、本調査が必要となる。	本調査時期、調査期間、調査機関、調査費用等について協議を行い確定したい。
C	本調査の必要性が認定できないため、試掘・確認調査を行って判断する。	試掘・確認調査を実施し、遺跡地でないことが判明した場合はAの扱いとなり、遺跡地であることが判明した場合はBの扱いとなる。
D	遺跡である可能性が極めて薄いと考えられるか、事業地が狭小なため、工事を行う際、立会調査を実施したい。	工事の内容及び時期について打ち合わせを行い、工事実施時に埋蔵文化財関係者の立ち会いをお願いしたい。 なお、その結果、遺構等が発見された場合は、その場で調査を行い終了させることを原則とする。
E	A～Dの判断ができない場合	今回の調査ではA～Dの判断ができないため、貴職から改めて詳細な計画を聞いた上で判断したい。

事務担当 地域創生部文化財保護課  
埋蔵文化財係 [REDACTED]  
電話 027-226-4694 内線4694  
Fax 027-243-7785  
E-mail : [REDACTED]

	事業名	開発地の住所	開発面積	判定結果	所見	備考
--	-----	--------	------	------	----	----

9	数島公園新水泳場建設	前橋市数島町	20,000㎡	A	事業地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないことが判明したため、開発事業を実施することに問題ありません。ただし、工事中に遺構・遺物が発見された場合は、改めて取扱いについて協議が必要です。	
---	------------	--------	---------	---	--	--

凡例)A:発掘調査の必要なし。 B:発掘調査必要。 C:試掘調査必要。 D:工事開始前立会。 E:判断不明、改めて協議。